

田上町長 佐野恒雄様

農地等利用最適化推進施策に関する
意見書

令和 7年 8月28日

田上町農業委員会

農業施策等に関する意見書

日頃より、農業委員会の活動に対し多大なご理解、ご協力を賜るとともに当町の農業の振興・発展のためにご尽力頂いていますことに感謝申し上げます。

当町農業委員会では、平成28年4月に改正、施行された農業委員会等に関する法律に基づき新体制に移行した後、現在3期目の委員として業務に携わってきました。この間、コロナ禍後の人々の行動変化、世界情勢の変化等世の中が大きく変わった時期でもありました。

さて、ご承知のとおり、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正により、農地の集積・集約を目的とした地域計画が令和7年3月に策定され、毎年の見直しにより、精度を高めていかなければなりません。

また、令和6年6月に食料・農業・農村基本法が改正され農振法等の改正、食料供給困難事態対策法やスマート農業技術活用促進法が成立するなど、農政が大きな転換期を迎えており、我々もこれに適応できるような体制を整えていく必要があります。

そして、異常気象や円安などの影響等により、米や野菜等の価格が極端に高騰するなど社会問題となっていますが、これまで、農業者がおきざりにされてきた過去を考えると、国民が農業に注目し、農業のことを考えるきっかけになって頂ければと考えています。

町の重要な産業の一つである農業が、生活の中で欠かすことができない産業ということを認識してもらい、魅力ある産業として発展を遂げていくことが必要不可欠です。また、担い手不足が話題となる中、農業が職業の選択の一つとなるような、農業施策を展開して頂けるよう、町独自の施策の実施・拡充に伴う必要な予算の確保、並びに関係機関や上部機関への働きかけ等につきまして、特段のご配慮を賜りたく、ここに、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農業施策等に関する意見書を提出いたします。

1. 米価の安定と農業所得の確保について

田上町からは、日ごろより、様々な施策を通じて農業経営の支援を講じていることに大変感謝しています。

令和6年夏から高騰を始めた米価は、依然として、高い価格となっていますが、あまりに激変した価格については、消費離れにつながるのではと危惧します。今後、農業経営者、米の集荷業者、卸業者、小売業者、そして消費者を含めた関係者が納得いくような価格形成の仕組みが適正な形で構築されることを期待しています。また、近年常態化しつつある、異常気象による収量の低下や品質の低下による減収に対してのセーフティネット等を制度化するなど、農業経営者が、営農意欲を維持し、農業経営者が安心して農業経営に携われるよう、農業経営者を支援する町独自の施策の拡充をお願いします。

2. 担い手の確保と農業所得の確保について

米価の高騰や、担い手不足が社会問題化してきたことが報道されることにより、農業の重要性と課題が注目されています。この社会情勢を追い風に、農業が脚光をあび、新規就農者が増えることを期待しています。そのためには、新規就農者でも他産業並みに所得を確保でき、希望をもって就農できるような環境づくりが必要です。今後、町においても、新規就農者への様々な手厚い支援と、農業経営が軌道に乗るまでの所得補償に当たる支援策、また、多様な農業者の確保ということで、就農年齢を問わない町独自の施策を講じるなど少しでも課題解決につながるような取り組みをお願いします。

3. 圃場整備事業の推進について

現在、田上郷土地改良区内の上横場地区と新津郷土地改良区内の田上地区において、圃場整備事業が進められていますが、これらの整備は、農作業の効率化や農地の集積が図られるなど、限られた人材で耕作を維持するために欠かせない事業です。しかし、事業の進捗は国や県の予算に左右され、当初の計画どおりに進んでいない状況です。今後、事業主体である県や国及び土地改良区との連携をより強化し、また、確実な予算確保について、強く上部団体に働きかけていただくようお願いします。

4. 農業機械等の導入への支援策について

農業機械は決して安価なものではなく、新規就農、規模拡大や経営継承を検討するうえで農業機械等の費用負担が大きな課題となっています。また、先日行われた地域計画の説明会では、生産作物のブロックローテーションにより水稻栽培に圃場を転換する場合や、圃場整備により圃場の大規模化が進むにつれ、単独の農業経営者では簡単に購入できないような、専用の農業機械が必要となるなど、町の農業情勢を反映してほしいとの意見も出されました。既に、他市町村においては、農業機械や農業施設の導入に関する様々な支援策がありますが、当町においても他市町村で取り組んでいる支援策や、他市町村では実施されていない施策の新設をお願いします。

5. 有害鳥獣対策予算の確保と被害縮小に向けた取り組みについて

これまで、有害鳥獣の目撃や被害情報があれば、地域の方、町の猟友会や職員の方々から、パトロールや追い払い等に協力していただき、大変感謝しております。また、令和5年度より有害鳥獣の侵入防止用電気柵の補助に始まり、今年度は、サルポータルサイトの公開により、耕作地への侵入を予見できるようになったことは農業者の精神的負担、追い払いの負担軽減につながっています。今後は、ＩＣＴを駆使した取り組みを強化して頂くことで、町民はもとより、町の猟友会や職員の安全を担保し、あわせて人的労務の負担軽減を考慮しつつ農作物への被害の縮小につながるような取り組みと予算確保をお願いします。

令和7年8月28日

田上町農業委員会
会長 須佐 剛